

# 西宮市立学校における医療的ケア実施要綱

西宮市教育委員会

## 第1章 総則

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市立学校において、児童生徒に対して医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものである。

### (医療的ケアの定義)

第2条 この要綱において医療的ケアとは、治療を目的とするものではなく、障害にともない日常的に生命の維持、健康の維持等のために必要な医療的行為であり、主治医の指示の下で、保護者が家庭において日常的に実施している行為とする。

### (医療的ケアの対象者)

第3条 医療的ケアの対象者は、保護者から医療的ケア実施の依頼があり、主治医の指示の下実施可能と教育委員会が判断し、校長が実施について認めた児童生徒とする。

### (医療的ケアの実施内容)

第4条 対象となる医療的ケアは、日常的に継続して保護者が行っている行為であり、原則として看護師が実施することについて支障がないと主治医から認められ、かつ実施について校長および教育委員会が認めたものとする。具体的な内容については別に定める。

### (医療的ケアの実施条件)

第5条 医療的ケアを実施するための条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に該当する実施内容であること。
- (2) 医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、かつ児童生徒の身体の状態が安定していること。
- (3) 保護者からの依頼に基づき、別に定める手順を経て行われること。

### (医療的ケア検討委員会)

第6条 医療的ケアを実施する学校は、医療的ケアを円滑に実施するため、校内に医療的ケア検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、校内体制の整備・充実を図る。

2 委員会は、医療的ケアの対象者、内容および実施状況の点検、その他医療的ケアの実施に関することについて協議を行う。

3 委員会は、教育委員会担当者、校医、管理職、養護教諭、看護師、該当学年、特別支援教育コーディネーター等のうち、必要な人員で構成する。なお、小・中学校における医療的ケア検討委員会は、校内委員会等をもって充てることができる。

### (医療的ケアの実施者)

第7条 西宮養護学校における医療的ケアは、当該養護学校に配置する看護師が実施する。

2 小・中学校における医療的ケアは、当該学校に配置する看護師または教育委員会から委託を受けた訪問看護ステーション等の看護師が実施する。

3 対象児童生徒の体調が不良である場合は、当該児童生徒への医療的ケアを保護者に依頼することができる。

(医療的ケア実施の手続)

第8条 医療的ケアの実施手続は、別に定めるものとする。

(研修等)

第9条 医療的ケアの実施にあたり、看護師は次に掲げる研修等を受けるものとする。

- (1) 主治医による研修・指導
- (2) 保護者による研修・指導

(緊急体制)

第10条 校長は、緊急時に対応するために緊急時マニュアルを作成する。

2 緊急時にはマニュアルの指示に従って応急手当を行い、状態によっては救急搬送等により医療機関を受診する。

(看護師の役割)

第11条 看護師は、決定した医療的ケアを、主治医の指示書に基づき実施するとともに、次の各号に示すことを行う。

- (1) 医療的ケアの実施にあたり、主治医、教職員、保護者との連携に努めること。
- (2) 医療機器・器具の作動状況を確認すること。
- (3) 医療的ケアの実施状況等を記録し、校長に報告すること。

(保護者の役割)

第12条 保護者は、医療的ケアの実施にあたって次の各号に示すことを行う。

- (1) 児童生徒の健康状態等を看護師に伝えること。
- (2) 医療的ケアに必要な医療機器・器具を用意し、作動状況を確認すること。
- (3) 緊急の場合の連絡先を学校に伝え、連絡があった場合は速やかに対応すること。
- (4) 医療的ケアの開始当初等、医療的ケアの引継ぎが完了し、看護師が安全かつ確実に実施できるようになるまでの間は、保護者が医療的ケアを行うこと。
- (5) 児童生徒の体調不良時等には、安全性を確保するため医療的ケアを行うこと。

(医療機器の点検・管理)

第13条 医療的ケアに必要な医療機器・器具の点検・管理は、次のとおり実施する。

- (1) 医療機器・器具は、保護者が保有又は借用して使用しているものを使用する。
- (2) 保護者は、医療機器・器具を定期的に点検し、管理に万全を期すものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、次の事項は別に定める。

- (1) 小・中学校等における医療的ケアに関すること。
- (2) 西宮養護学校における医療的ケアに関すること。
- (3) 西宮養護学校の通学に関すること。

附則

この要綱は、平成31年(2019年)2月1日より施行する。